

外資系企業の経理担当者の方への耳より情報

-今の税理士法人に満足していますか？-

<自社で記帳している中・大規模法人向け>



この冊子は、自社で記帳している中・大規模法人向けに作成しております。

今の税理士法人に満足していますか？

突然ですが、まずいくつか質問をしてみましょう。

国際間取引に関する質問をしても的確な回答をしてもらえなくてイライラしていませんか？

ワンオペ経理なので処理が正しいか不安だが、相談できる人がいなくて困っていませんか？

年一回の決算のみ税理士法人に依頼しているが、普段ちょっとした質問をしたくても対応してもらえない、たまに質問すると10万円単位の多額の請求が来るので質問すること自体躊躇していませんか？

税理士法人の対応が遅く、納税額の通知・申告書の作成が毎年期限ぎりぎりで行っていませんか？

ローカルファイル等の移転価格文書を作成する必要があるが、大手税理士法人だと窓口が複数に分散してしまう、税務申告から移転価格対応まで一元的窓口で対応してくれる事務所があれば便利なのに行っていないませんか？

税関事後調査時に税理士法人から何のサポートも受けられず不安に思ったことはありませんか？

原価計算を導入したい、ERPと会計帳簿のずれを解消したいと思っているが、現在の税理士法人に対応してもらえず、別途コンサルティング会社を入れることも難しいため、どこにも相談できず困っていませんか？

これらの質問のうち、一つでも該当する項目がある方は解決策を探ってみましょう。今の状態では、不安や不満を抱えたまま毎年何十万円～何百万円という税理士報酬を支払っていることになりかねません。もし、これらの問題を解決してくれる事務所があったら、ストレスも軽減できるし、会社としても良い方向になるのにと思っている外資系企業の経理担当者の方も多いと思います。

この冊子は、今までに外資系企業の経理担当者の方から寄せられた様々なご意見・ご要望をもとに作成しております。当社では上記の問題に対する解決策を必ず提案することができますので、是非ご一読ください。

問題 1

国際間取引に関する質問をしても的確な回答をしてもらえなくてイライラしていませんか？

現在関与している税理士法人は国際税務に慣れておらず、親会社との取引などクロスボーダー取引に関する質問をしても、明確な回答をもらえず、もどかしさを感じていることもあるのではないのでしょうか。



坂下国際税理士法人では、クライアントの90%以上が外資系企業であり、国際税務に特化した事務所です。そのため、常に外資系企業が抱えるクロスボーダー取引に関する税務を取り扱っておりますので、国際税務に精通した専門家が的確なアドバイスをいたします。

問題 2

ワンオペ経理なので処理が正しいか不安だが、相談できる人がいなくて困っていませんか？

外資系企業の多くは常に5人野球の体制で日々の業務を回すことが求められる厳しい環境です。年商10億円規模の外資系企業でも経理は1名で回していることも多く、社長を含めて経理関係の相談をできる人がいないことも多いのが実情です。本社担当者に相談してもローカルの事情がわからず話が通じなくて困ることはありませんか。



坂下国際税理士法人では、通常業務から生じる税務や会計に関する質問はいつでも気軽に相談ができる体制をとっております。日々のお困りごとを解決するだけでなく、コンプライアンスを遵守した Book review や将来の税務調査に備えた改善策の提案まで行いますので、税務会計全般について安心してお任せいただくことができます。

問題 3

年一回の決算のみ税理士法人に依頼しているが、普段ちょっと質問をしたくても対応してもらえない、たまに質問すると 10 万円単位の多額の請求が来るので質問すること自体躊躇していませんか？

現在の税理士法人は、年一回の決算時のみ関与してもらっているため関係性が薄く、通常業務の中で発生した質問をしにくいということはありませんか。あるいは、前回の確定申告時の担当者に連絡したら、すでに担当者が退職していた、しかも後任が決まっておらずたらい回しにあったという経験があるかもしれません。また、新しい取引が生じた場合に、年度末ではなく今の時点で会計処理や税務の取扱いを専門家に確認しておきたくて声をかけたら、大がかりな契約手順を踏んだ上で何十万円もの多額の請求が来て困惑したことはありませんか。



坂下国際税理士法人では、月次関与を推奨しておりますが、四半期関与、年次関与のクライアントに対しても、通常業務から生じた質問は、メール・電話・Web 会議を問わずすぐに対応いたしますので、疑問点を決算時まで持ち越すことはありません。また、担当者変更も少ないため、毎年新しい担当者に会社概要など同じことを説明する必要が省けます。国際税務に精通した税理士にいつでも気軽に相談できる体制をとっております。

問題 4

税理士法人の対応が遅く、納税額の通知・申告書の作成が毎年期限ぎりぎりですべて困っていませんか？

現在関与している税理士法人の担当者に連絡をしてもなかなかつながらず、担当者からの返答が数日後、時には一週間後ということもあり意思疎通に時間を要して困っているという話を伺ったことがあります。また、早々に決算月の帳簿を締めたにもかかわらず、税理士法人の対応が遅くて税額がなかなか固まらず、確定申告書の提出がいつも提出期限ぎりぎりになってしまう会社もあるかと思えます。急に多額の納税額を告げられ、資金繰りに慌てるといった場合も見受けられます。



坂下国際税理士法人では、クライアントからのメールや電話はすぐに対応いたします。また、決算期は事前準備を行った上で税額計算を行いますので、余裕を持って納税額をお知らせいたします。例えば12月決算の会社で1か月の申告期限の延長届を出しているクライアントの場合、2月中旬には税額の通知、3月中旬にはすべての申告書の提出を完了させております。

問題 5

ローカルファイル等の移転価格文書を作成する必要があるが、大手税理士法人だと窓口が複数に分散してしまう、税務申告から移転価格対応まで一元的窓口で対応してくれる事務所があれば便利なのと思っていないですか？

日本の子会社の事業規模は大きくないが、本社の連結売上が1,000億円を超えているため、ローカルファイルの作成をする必要があり、現在大手税理士法人へ依頼している。大手税理士法人は税務申告、移転価格それぞれ別の窓口になっており、複数の担当者にそれぞれ説明が必要になることも多く、連絡に時間を要していませんか。



坂下国際税理士法人では、税務申告から移転価格文書の作成まで一元的窓口で対応しております。例えば移転価格の価格調整金が入った場合に生じる通関手続きや税務申告への影響まで一元的窓口で包括的にケアいたしますので、多岐に渡る手続きについてもれなく迅速に進めることができます。また、担当窓口が異なることにより生じうる連絡もれや、たらい回しになることもありません。

問題 6

税関事後調査時に税理士法人から何のサポートも受けられず不安に思ったことはありませんか？

本社から製品を輸入している関係で、税関の事後調査が定期的に入る外資系企業も多いかと思えます。日本の子会社側で物流部門がない外資系企業の場合は、子会社の経理担当者が税関の事後調査の窓口にならざるを得なく、現在の税理士法人からも全くサポートしてもらえないため、一人で対応することも多く不安になることがあるかもしれません。



坂下国際税理士法人では、通関を伴う国際間物流を行っている外資系企業のクライアントを多く有しておりますので、税関の事後調査がどのように行われるかノウハウを有しております。実際に事後調査が入った場合には全面的にサポートし、事後調査後の手続きについてもご相談頂けますので安心です。

問題 7

原価計算を導入したい、ERP と会計帳簿のずれを解消したいと思っているが、現在の税理士法人に対応してもらえず、別途コンサルティング会社を入れることも難しいため、どこにも相談できず困っていませんか？

これから原価計算を導入したいが、どうやって進めてよいかわからない、在庫管理の ERP システムが会計帳簿と連動していない部分があり、差異を解消したいと思っているが、誰に相談してよいかわからず途方に暮れている。現在の税理士法人は結果をもとに申告してくれるだけで、業務改善には力を貸してもらえない。一方、新規にコンサルティング会社を入れようものなら、どのくらいコストがかかるか見当もつかない、結果として何もできずに困っているという状況に陥っていませんか。



坂下国際税理士法人では、原価計算の導入コンサルティング、ERP と会計帳簿の照合や検証、管理会計の導入コンサルティングなど通常業務から派生したご相談にもお応えいたし

ます。例えば原価計算や管理会計を導入する場合に、ソフトやシステムを導入していくこととなりますが、導入をシステム会社に一任した結果、使い勝手の悪いものになってしまったなどの問題が発生する可能性があります。会社でどこまでのデータが必要なのかなど事前にクライアントから入念なヒアリングを行った上で、クライアントとシステム会社の間に入り、クライアントにとって何がベストか考えた上で最適な提案をさせていただきます。

■ 私たちのミッション

「Client と共に成長することを目指す」

坂下国際税理士法人は、Client と共に成長することを使命としております。

企業が成長していくためには、企業自身が適切に現状を把握し、その把握した情報に基づいて適切な経営判断を下せる力が求められます。

そこで坂下国際税理士法人は、以下をお約束いたします。

1. Client のニーズや問題点を、Client の立場に立って精密なヒアリングにより洗い出し、現状の問題点を提示いたします。
2. 洗い出した問題点を分析し、Client にとって何が最適なのかを常に考え、最適な状態にするための改善提案をいたします。最終的には Client 自身が自らの力で現状を把握することができるような指導をいたします。
3. 常に Client の現状を適切に把握するために、随時ヒアリングとフィードバックを行い、Client に対して高品質のサービスを提供いたします。

企業が次のステージへ進むためにも常に一歩進んだ提案を行うことにより、Client の成長を支援することをミッションとしております。

■ サービス内容

● 税務顧問（月次関与・四半期関与・年次関与）

- 月次記帳（英語又は日本語）
- 月次 Book Review
- 本社への Reporting Package 作成
- 決算期又は四半期ごとの Current Tax 及び Deferred Tax の計算
- 法人税・地方税・消費税・事業所税・償却資産税申告書作成
- 本社との Correspondence
- 固定資産台帳の管理
- 給与計算及び社会保険事務（社員 3 名以上の場合応相談）
- 租税条約届出書等の税務書類作成
- 税務調査対応
- 日々の税務相談
- 設立登記業務（提携司法書士・行政書士）

● クロスボーダー取引の間接税コンサルティング

- 税関事後調査対応サポート
- 消費税のタックスマネジメント
- 移転価格調整に伴う税務対応

● 移転価格文書の作成（BEPS 関連）

- 最終親会社等届出事項の作成
- ローカルファイルの作成
- マスターファイル・cbc レポートの作成またはレビュー

●その他

- EXPAT の個人所得税申告書作成
- ERP 導入・検証コンサルティング
- 原価計算構築コンサルティング
- 管理会計コンサルティング

●税務顧問

坂下国際税理士法人では、自社で記帳している中・大規模のクライアントを関与する場合、「月次関与」「四半期関与」又は「年次関与」のいずれかの方法により対応させて頂いております。自社内である程度月次処理を遂行できるが、本当に正しく処理できているのか自信がない、あるいは普段から専門家に Review してもらって将来の税務調査などのリスクに備えたい場合は、「月次関与」をお勧めしております。

一方、月次処理はかなり正確に処理できる体制が整っている会社であれば「四半期関与」又は「年次関与」でもよいかと思えます。それぞれの関与方法に特徴がありますので、どちらの関与方法が会社にとって適切かご検討いただければと思います。

<月次関与の場合（推奨）>

当社では四半期関与・年次関与に代えて月次関与を推奨しております。これは、年次決算は月次決算の積み重ねであり、正確な月次決算を行うことが、すなわち正確な年次決算を行うことにつながるからです。正確な月次決算を行うことによって、将来の税務調査に備えた事前の対応を行うことが可能になり、税務リスクを軽減することができます。

当社では月次関与の場合、原則として月1回クライアントの所へ訪問して Book Review をいたします。取引規模が大きいクライアントの場合は、重要性の原則に基づいて作業することになりますので、状況に応じて事前に仕訳を通査した上で重要項目を抽出し、現地でヒアリング及び確認作業を行うといった手順で進めております。

自社で記帳している規模のクライアントのご要望には「個々の会計処理が正しいか不安」「会計・税務上の取扱いがわからない」といったミクロの問題と、「移転価格やクロスボーダーの消費税問題もケアしてほしい」「販売管理や在庫管理の ERP システムと会計帳簿がきちんと整合性がとれているのかわからない」「最新の税務情報を知りたい」といったマクロの問題があります。

これらのクライアントの様々なご要望にお応えするために、当社では Book Review を行う場合、ミクロの目で帳簿をチェックする者とマクロの目で包括的にチェックする者の2名体制で対応しております。あえて2名体制をとることで網羅性を担保することができるため、クライアントの会計帳簿の信頼性が向上するとともに、複雑な案件にも対応することができます。訪問時には日々の取引から生じたご質問やご相談もあわせてお受けしますので、疑問点をすぐに解決することができます。

また、決算時の対応として例えば12月決算の場合、11月中に10月末時点の財務諸表をもとに11月と12月の予測をヒアリングした上で、税額シミュレーションを行っております。この時点で決算に向けての節税対策を検討、提案しております。1月上旬～中旬に税額計算（Current tax 及び Deferred tax の計算を指します）を行った後、すぐに法人税・地方税の見込納税額を計算するとともに、消費税及び事業所税の計算及び申告書の作成を行います。結果として、2月中旬にはすべての税目についてクライアントへ納税額をお知らせしておりますので、納付期限ぎりぎりになって慌てることのないような体制をとっております。また、見込納付後は、すぐに各税目の確定申告書の Final 作業にとりかかります。原則として3月中旬にはすべての申告書が完成するスケジュールで対応いたしますので、申告期限ぎりぎりになって慌てることはありません。

当社が月次関与することで正確な記帳を担保することができますので、結果として以下のようなメリットを受けることができます。

- 主要な勘定科目については、毎月内容をチェックしておりますので、貸借対照表（BS）に計上されている科目で滞留して内訳が不明なものは発生しません。そのため、内容について本社から問い合わせが入った場合でも迅速に正確な対応をすることができます。
- 10か月経過時点で税額シミュレーションをしますので、年間の予測税額に応じた Cash flow 対策をすることができます。
- クライアントの事情に即した節税対策のご提案が可能になります。
- クライアントが抱えている問題点や税務リスクなどを共有、改善策を提案させていただきますので、将来の税務調査で大きな問題が生じる可能性が低くなります。



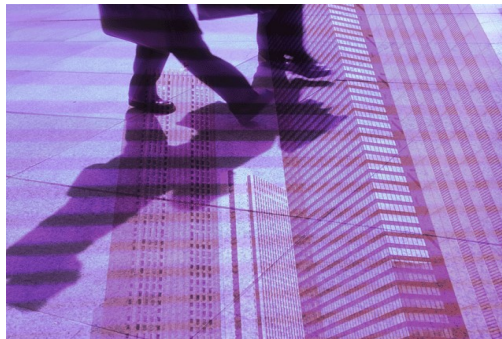
＜四半期 (Quarter) 関与の場合＞

当社では、自社内で月次処理を正確に遂行できる状況のクライアントに限り、月次関与に代えて四半期関与形式で承ることが可能です。一般的には Quarter ごと（12 月期決算法人の場合 4 月、7 月、10 月、1 月）に税額計算（Current tax 及び Deferred tax の計算を指します）を行う必要があるクライアントについて、四半期関与形式をとっております。Quarter ごとにおおまかに取引状況を把握しておりますので、年次関与に比べて安心できるという利点があります。

確定申告作業については、Q4 の税額計算を 1 月上旬～中旬に実施した後、すぐに法人税・地方税の見込納税額を計算するとともに、消費税及び事業所税の計算及び申告書の作成を行います。結果として、2 月中旬にはすべての税目についてクライアントへ納税額をお知らせしておりますので、納付期限ぎりぎりになって慌てることのないような体制をとっております。また、見込納付後は、すぐに各税目の確定申告書の Final 作業にとりかかります。原則として 3 月中旬にはすべての申告書が完成するスケジュールで対応いたしますので、申告期限ぎりぎりになって慌てることはありません。

なお、四半期関与の場合は月次処理をチェックしておりませんので、原則として四半期の税額計算及び年末の確定申告に関する作業のみの関与となりますが、日々の取引から生じた税務に関する質問もお受けしております。通常取引であれば、自社で処理できる体制のクライアントでも、新たな取引が生じた場合などで税務上の検討が必要な場合は、いつでも気軽に質問することができますので、安心してご依頼いただけます。

また、毎年行われる税制改正などのご案内もいたしますので、常にアップデートした状態で日々の業務を行うことができます。



＜年次関与の場合＞

当社では、自社内で月次処理を正確に遂行できる状況のクライアントに限り、月次関与及び四半期関与に代えて年次関与形式で承ることも可能です。年次決算は月次処理の積み重ねですので、月次処理が正確に遂行できていない状態の場合は、月次関与形式を採用させて頂いております。一方、月次処理を正確に遂行できているクライアントでも、毎月専門家の Review を受けた方が安心というクライアントもいますので、その場合は月次関与をご選択ください。

年次関与の場合、決算月の2か月前に決算前の打ち合わせを行っております。例えば12月決算の場合、10月下旬にご面談による打ち合わせを行い、ここでスケジュール確認、今期中の取引概要をヒアリングしております。決算前ミーティングにより今期論点となりうる事項を事前に把握・検討することで申告書作成時に慌てることのないように準備をしております。具体的には11月末時点の資料を12月初旬に入手した上で事前準備を行っておりますので、1月上旬～中旬の税額計算（Current tax 及び Deferred tax の計算を指します）をタイムリーにできる体制をとっております。

確定申告作業については、1月上旬～中旬に税額計算を実施した後、すぐに法人税・地方税の見込納税額を計算するとともに、消費税及び事業所税の計算及び申告書の作成を行います。結果として、2月中旬にはすべての税目についてクライアントへ納税額をお知らせしておりますので、納付期限ぎりぎりになって慌てることのないような体制をとっております。また、見込納付後は、すぐに各税目の確定申告書の Final 作業にとりかかります。原則として3月中旬にはすべての申告書が完成するスケジュールで対応いたしますので、申告期限ぎりぎりになって慌てることはありません。

なお、年次関与の場合は月次処理をチェックしておりませんので、原則として年末の確定申告に関する作業のみの関与となりますが、日々の取引から生じた税務に関する質問もお受けしております。通常取引であれば、自社で処理できる体制のクライアントでも、新たな取引が生じた場合などで税務上の検討が必要な場合は、いつでも気軽に質問することができますので、安心してご依頼いただけます。

また、毎年行われる税制改正などのご案内もいたしますので、常にアップデートした状態で日々の業務を行うことができます。

●移転価格文書の作成（BEPS 関連）

当社では外資系企業向けに移転価格文書を作成いたします。ローカルファイルの作成のみならず、最終親会社等届出事項の作成や当社が作成したマスターファイルや Country by Country レポート(CbC レポート)のレビューもいたします。ローカルファイルの作成では、ベンチマーキングはもとより、会社概要、国外関連取引の内容、機能及びリスク分析等についてクライアントからヒアリングしながら文書に落とし込みますので、一連の文書作成について包括的に依頼することができます。

もし、税務申告を依頼している大手税理士法人に移転価格文書の作成を依頼した場合、税務申告部門と移転価格部門それぞれの担当者がつくことが多いことから、結果として窓口が分散してしまい、双方への連絡に時間を要することが見受けられます。坂下国際税理士法人では窓口を一元化し担当者一人に連絡することで、税務申告から移転価格文書の作成まですべて完結いたします。



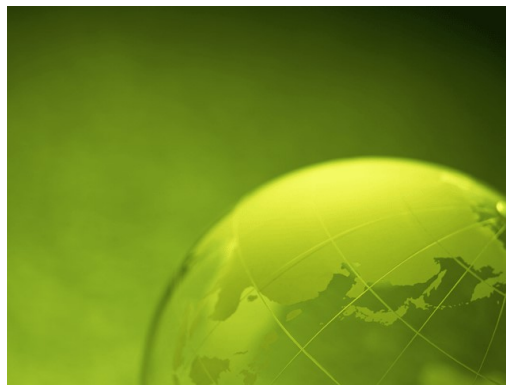
●クロスボーダー取引の間接税コンサルティング

当社のクライアントは日々の業務で通関を伴う国際間物流を行っている外資系企業が多いことから、定期的に税関の事後調査が入ります。実際に事後調査が入った場合は、調査時のサポートから調査後の手続きまで全面的にサポートいたします。例えば移転価格の価格調

整金が入った場合の税関対応やその後の消費税申告に与える影響まで包括的に支援いたしますので安心です。

また、物的拠点が無いインターネット上で完結するクロスボーダー取引について、非居住者や外国法人の消費税の申告義務の検討や実際に申告が必要になった場合の税務届出書の作成や税務申告まで対応いたします。

もし、税務申告を依頼している大手税理士法人に税関の事後調査に関するサポートを依頼すると、税務申告部門、移転価格部門、あるいは税関部門それぞれの担当者が出てくる場合もあり、結果として窓口が分散してしまい、関係者への連絡に時間を要することが見受けられます。坂下国際税理士法人では窓口を一元化し担当者一人に連絡することで、税務申告のみならず税関の事後調査に関する手続きまですべて完結いたします。



●その他のサービス

<税務相談>

外資系企業にとって、国外関連者との取引は金額も大きく非常に重要な位置を占めます。国外関連者間取引については、税務調査で問題になることも多く、仮に否認されてしまうと多額の追徴課税が生じることにもなります。当社では、国外関連者間取引について、取引内容の是非を検討するとともに税務上のリスクの検討及び改善策を提案いたします。

<税務調査対応>

クライアントに税務調査が入ることになった場合、調査実施日の前に打ち合わせをさせて頂いております。その時点で考えられる税務リスクなどをすべて洗い出し、税務調査のシミュレーションを行い、調査がスムーズに遂行できるような対策をいたします。事前準備から税務調査の立会、税務当局との交渉、調査後の処理まで一貫して対応いたします。

<各種税務書類の作成>

租税条約を締結している国に所在する国外関連者との取引を行う過程で、取引内容に応じて、条約上税金が減額あるいは免除される場合があります。当社では、これらの適用を受けるための租税条約届出書の作成をいたします。その他消費税関係の届出書など税務書類全般の作成も承っております。

<管理会計>

当社が月次関与する場合には限られますが、会社をさらに一步上のステージへ上げるために管理会計の指導もいたします。自社で記帳している規模の会社になると、本社からの要請により、すでに月次で予実比較している会社も多いかと思いますが、中には予算を作りっぱなしでその後どうなっているかやむやになっている会社も見受けられます。どのような形で管理会計を取り入れていくのが良いのか、ヒアリングしながら会社の実情に合わせた管理会計を提案いたします。

<原価計算構築>

当社が月次関与する場合には限られますが、今後原価計算を導入したいクライアントに対しては、どこまでの精度で原価計算を行う必要があるかなど入念なヒアリングを行った上で、会社の実情に合わせた原価計算を導入するための支援をいたします。具体的には原価計算導入のためにソフトやシステムを導入する際にクライアントとシステム会社の間に入り、クライアントにとって何がベストか考えた上で最適な提案をいたします。

<ERP 導入・検証コンサルティング>

当社が月次関与する場合には限られますが、今後 ERP を導入したい、あるいはすでに導入済みの ERP と会計帳簿の間に生じている差異を解消したいクライアントに対しては、導入支援あるいは ERP と会計帳簿間の検証などを承ります。

また、IFRS で記帳されている本社帳簿と日本基準で記帳されている税務上の帳簿が平行で走っているが、処理を簡素化する目的から帳簿を一本化したいというようなご要望まで様々なご相談に対応することが可能です。

●リスクフリーの保証制度

現在の税理士法人を変えたいと思っているが、変更先の税理士法人が自社のニーズに応えてくれるかどうかかわからず、変更すること自体を躊躇している外資系企業も多いのではないのでしょうか。

また、変更する場合に変更先の税理士法人とうまくいくかどうかわからないので、従前の税理士法人に依頼をしながら新しい税理士法人に依頼することを考えている外資系企業もあるかと思えます。ただ、後者の場合、一時的に2か所の税理士法人に依頼することになるため、月額顧問料が2倍になってしまい本社の承認をとりにくいことから、結果的に変更することが難しいクライアントが多いのも事実です。

私たちは、このような不安を抱えている外資系企業のクライアントに対して、下記のリスクフリー保証制度を設けております。

1か月のお試し期間あり・100%返金保証付き

私たちは、すべてのクライアントが当社のサービスにご満足いただけた場合に限り関与させて頂くことを前提としております。従って、1か月間のお試し期間を設けております。ここでいうお試し期間中は主に税務相談を中心とした対応をさせて頂くことになります。お試し期間中は、通常の取引から発生した質問やご相談を何回でもお問い合わせ頂くことが可能です。

お試し期間開始時にその月の報酬を申し受けますが、もし、当社の対応にご満足頂けなかった場合は、いかなる理由であっても当社が100%返金保証いたしますので、お試し月開始時にお支払いいただいた当月分の報酬は、全額返金させていただきます。

お試し月終了後、当社の対応にご満足いただけた場合のみ、それ以降の月次関与を開始させて頂くことになりますので、クライアントにとってリスクフリーで税理士法人の変更が可能となります。

✚ 坂下国際税理士法人の特色

✓ 国際税務に専門特化している

坂下国際税理士法人は、外資系企業の日本子会社、日本支店、駐在員事務所に対する税務会計業務に特化しております。国際取引を行う際に生じる税務・会計上の問題について、経験豊富な税理士がご相談に応じます。

✓ 年商 10 億円以上の会社特有の複合的な税務問題の対応が可能です

自社で記帳している中・大規模の外資系企業が抱える国際間取引に関する様々な問題について適切な解決策を提案することができます。クライアントの 1/3 が年商 10 億円以上の外資系企業のため、帳簿の締めに合わせて税額計算や税務申告書の作成のみならず、BEPS に対応した最終親会社等届出事項やローカルファイル等の移転価格文書の作成、税関の事後調査対応サポート、クロスボーダー取引の消費税問題などについても包括的にサポートいたします。

SAP や ORACLE などの ERP で記帳しているクライアントに対しては、システムから自動起票される仕訳を含めて月々の仕訳及び財務諸表の妥当性を検証いたします。クライアントの約 40%が海外市場で上場している親会社を有しているため、Book Review は常に Audit の視点を持って実施、また将来の税務調査に備えるための事前対策も積極的に提案いたします。

✓ 英語対応が可能です

専門的で複雑な内容は本社担当者へ直接英語で説明いたします。経理担当者を通してのコミュニケーションが省略可能になり、本業に集中することができます。

✓ 迅速かつ正確な対応をいたします

クライアントからのメールや電話によるご質問に対しては迅速に対応いたします。また、締めが速い外資系企業の四半期又は年次の税額計算も迅速で正確に計算いたします。納税額を早めに算出してお知らせしますので、余裕を持った資金繰りが可能になります。

✓ 気軽にご質問いただけます

月次関与のクライアントはもちろんのこと、四半期関与や年次関与のクライアントも通常の業務から生じたご質問は気軽にお問い合わせいただくことができます。また、毎年行われる税制改正などのご案内もいたしますので、常にアップデートされた情報を得られますので安心です。

✓ リスクフリーの 100%返金保証制度がある

当社では、すべてのクライアントが当社のサービス内容にご満足いただけた場合に限り関与させていただくことを前提としております。そのため、税理士法人の変更を検討しているクライアントに対しては、最初の 1 か月間、お試し期間を設けております。お試し期間中は月次関与とし、通常取引から発生した質問やご相談を何回でもお問い合わせ頂くことが可能です。お試し月の前月末までに当月分の顧問料をお支払い頂きますが、もし、当社の対応にご満足いかなかった場合は、いかなる理由であっても、前月末にお支払いいただいた当月分の報酬を 100%返金することを保証いたします。

✓ お問い合わせ

現在の関与税理士にご不満がある方、現状を改善したいと思っている方は、どんな細かいご要望でも構いませんので、お気軽にお問い合わせ下さい。

御社の現況を把握した上で、ご要望に即した具体的な改善策を提案させていただきます。



坂下国際税理士法人

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-38-5 YFL ビル 2F

Tel: 03-6434-9713

Fax: 03-6434-9716

<https://www.bygonex-tax.com>

Sakashita@bygonex-tax.com